

## 会 議 要 録

名 称	第8回西予市地域づくり活動センター市民検討委員会	
事 務 局	政策企画部まちづくり推進課地域づくり活動センター推進室地域づくり活動センター推進係	
	電 話 0 8 9 4 - 6 2 - 6 4 0 3	
	F A X 0 8 9 4 - 6 2 - 6 5 7 4	
開 催 日 時	令和2年11月20日(金曜日) 9:30~11:55	
開 催 場 所	宇和文化会館 2階 中ホール	
出席者	委員	30名(欠席4名)
	その他	
	事務局	14名
議事内容(要旨)		
分科会会長	<p>進行：前田眞・愛媛大学教授(委員長)</p> <p><b>1. 開会</b> 委員長あいさつ。</p> <p><b>2 報告事項</b> ・西予市公民館制度分館分科会の進捗報告</p> <p>11月12日(木曜日)午前9時半より開催した。市側から提示された案をもとに、移行に際しての共通事項として、分館の建て替え等の解体費用については市が負担することと、各分館に移行調査を実施したうえで整備計画を立てる方針を確認した。行政区の拠点となった場合の建て替えまでの継続使用や建て替え後の費用負担について協議を深めた。次回も引き続きこの事項について協議する。</p> <p>三瓶東公民館が現在、三瓶文化会館内にあるが、地域づくり活動センター(以下「センター」と言う。)になった場合、センターと三瓶文化会館の在り方について今後どのように進めていくかを検討する必要があるとの意見があった。市民検討委員会の検討事項でもあるので、三瓶地区のことも念頭に置き、行政区の拠点の関わりとしての対応を含めて検討していく。また、津波を想定した防災上の拠点という視点も考</p>	

	<p>えていく必要があるという意見もあったのでこちらも検討する。次回以降も未来志向にたった具体的な協議内容で進めていく。</p>
委員 A	<p>西予市公民館制度分館分科会においては、委員が熱心に分館の在り方について協議させていただいている。委員長、政策企画部長にも参加していただき、協議の場の熱意を感じていただきたい。</p>
委員長	<p>日程調整をし、参加を検討したい。</p> <p>・今後の市民検討委員会の行程について 資料 25-3 を事務局説明。</p>
委員 B	<p>次回以降の委員会で、公民館がない地域でのセンター設置を含めた設置場所について、公民館がない地域とはどの地域を想定しているか。また、宇和小校区、三瓶小校区、野村小校区のように比較的人口の多い校区はどうか。これらがないと前に向いて検討がなかなか進まないのではないか。</p>
事務局	<p>現在、公民館がない地域でのセンター設置については三瓶地区の下泊、周木と野村地区の大野ヶ原の3ヵ所としている。旧小学校区でのセンター設置について考える必要があり、設置箇所については設置拠点の基本的な考え方について委員のみなさんで検討していきたい。宇和小校区、野村小校区、三瓶小校区についても基本的な考え方を検討し、各地域での話し合いが必要になってくると想定している。</p>
委員 B	<p>納得できる部分と納得できない部分がある。3つの小学校区（宇和、野村、三瓶）については、この場で考え、地域に持って帰り、またこの場で検討となれば、中間答申が遅れるのではないか。そのことも含めてスケジュールを検討していかないと中途半端な内容の中間答申になってしまうのではと心配している。</p>
事務局	<p>センターの設置箇所については基本的な考え方を答申でお示しし、それに基づいて計画を立て、各地域で話し合いをする必要があると想定している。当委員会では、各地域でどこに設置するという決定までは求めないものと想定している。</p>
委員 A	<p>三瓶町の住民を代表して、地域づくり活動センター設置の</p>

事務局	<p>根拠となる法令を確認したい。</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 の「公の施設の設置について」で、地域づくり活動センター設置条例（仮称）を設置して法的根拠とさせて頂きたい。</p>
委員 A	<p>市政懇談会で当時の総務部長に対して「小規模多機能自治活動拠点整備事業を進めていくうえで関係する法令は何か」と市民が質問した。地方自治法第 244 条 2 の規定に基づき、地域づくり活動センター設置条例を設置すると回答した。地方自治法第 244 条「公の施設」で、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とあるので公民館とは設置根拠が違うことをよく理解し、必要かどうかを判断していただきたい。</p>
委員長	<p>先ほどの答申については設置箇所まで含まれず、その後、細かいことは進めていくという方針でいいか。</p>
事務局	<p>その通り。</p>
委員 B	<p>答弁のとおり、その旨で現時点では理解している。</p>
委員 C	<p>委員 A からあった内容と同じになるが、三権分立の司法権、立法権、行政権を理解して進めるものと、私は理解している。</p>
委員長	<p>続いて協議事項に進む前に、前回持ち越しになった事項について報告をいただきたい。</p>
総務課長	<p>総合教育会議については、市長と教育委員会が教育行政の重点的施策について協議・調整を行う機関で、教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されている。西予市では、市長、教育長、教育委員 4 名で構成され、教育委員の選任方法は、市長が議会の同意を得て任命する。選任については法律に基づき、公共団体の長の被選出権を有する者のなかから、人格が高潔で、教育・学術・文化に関して指揮権を有する者から市長が選ぶ。人選にあたっては、年齢・性別・職業等に著しい偏りが出ないように配慮し、保護者も含まれるようにする配慮もあり、意見を聞きながら人選し、議会へ提案するという流れである。</p>
委員長	<p>前回の持ち越し事案についての協議は以上とする。続いて協議事項に移る。</p> <p><b>3. 協議事項</b></p> <p><b>1) 検討事項 4 「地域づくり活動センターへの人材配置について（案）」</b></p>

事務局	資料 40 説明
委員長	事務局が説明した資料の「意見 1」～「意見 6」まで、みなさんの方から内容に対する修正や意見はないか。
委員 D	意見 2 について。前回私が、質問させていただいたところになる。その中で「勤怠管理」という言葉が行政用語で、「勤めるか怠けるか」という意味であるので、「勤務時間管理」とした方が一般的になじむと考える。通常で通用する文言を使用していただけるとのご配慮いただきたい。
委員 C	会計年度任用職員の採用については難しいものとする。前回あった委員の意見からヒントを得たが、源泉徴収や健康保険、雇用保険などあらゆる根本的な部分は行政が指導する役割を持つのではないかと考えている。
委員長	行政と地域づくり組織、関連団体との役割分担についてあったが、最初に意見 2 の「勤怠管理」という言葉の使い方について「勤務管理」とか行政用語ではない用語を使った方が分かりやすいという意見についてはどうか。
委員 E	私も「勤怠管理」という用語はよろしくないと思う。
委員長	文言を修正するという形で、併記するという形もとっていききたい。役割分担については、できるだけ地元の自主性を排除するという意味では、できるだけ自分の団体で管理できるような形になるようになれば良いと感じる。そのための研修などは市の方が責任を持って進めるのがよいと考えている。
委員 A	以前の資料で「資するところを示す」という文言もあった。この文言ももっと分かりやすく表記して欲しい。分からない言葉で出し、行政内部で理解できても委員では理解できないので、もっとわかりやすく資料を作成願いたい。
事務局	分かりやすい表現に修正する。
委員 E	意見 1 のなかで、令和 3 年度より始まる人材育成事業について、誰を対象にするものか、希望者をどのように募集するのか具体的にご教示願いたい。それと、地域任用職員の人件費について、9 月の補正予算で計上された分は何か月分のものかも差し支えなければ教えていただきたい。
事務局	来年度事業予定の人材育成の取組については現在検討中。案として 50 名程度を市内に向けて公募し、また、地域づくり組織にも相談し、参加希望者を募りたい。あくまでも、地域づくりを中心に活動する、地域を盛り上げる方を育てていきたいと考えているので、必ずしも地域任用職員につながる

	<p>ものではない。地域づくりや人材育成が専門の外部コーディネーターにアドバイスを求めながら進めている。</p> <p>9月補正の地域任用職員人件費計上については、基本的な考え方として、一年間に地域づくり組織へ支払う基礎型交付金は300万円を想定している。10月より狩江公民館で地域任用職員の雇用がスタートし、半年間の人件費150万円が必要となった。9月補正で計上された63万円は、今年度予算の執行残予算87万円と合わせて補正し、150万円となり対応できた。</p>
委員 F	<p>前回の市民検討委員会後に高川公民館で公民館運営審議会があり、地域任用職員の雇用についてお話しした。地域づくり組織全体が雇用について心配しているのではないかと。検討委員会の情報を、均等に各公民館へ情報提供していただくとありがたい。</p> <p>検討事項3の14頁にある、公民館運営審議会に替わる組織はどのような形態のものであるかを想定しているのであれば教えていただきたい。現在の公民館運営審議会は公的な組織であり、手当のこともあるので、新しい組織形態のこともまた気にかけている。</p>
委員長 委員 G	<p>地元への広報、周知についてはどうか。</p> <p>先ほどのエリアの話で、センターがどこにできるかについて、答申のなかでは出さないというニュアンスにとれた。実際、地域任用職員を選出する場合、エリアの設定がないと人材を選んだり対応したりするには動きようがないと感じる。中間答申のたたき台では「おおむね小学校区」とあるが、地域任用職員を選出までは難しいのでは。地域によっては大きな組織もあるので、ある程度組織の振り分けがないと地域任用職員選出も難しいのではないかと感じる。</p>
委員長 委員 D	<p>広報についての意見はないか。</p> <p>周知活動は大事だが、決まっていない事柄は情報が独り歩きしているものがあり（例：時間つぶしができるとか、設置されてもいずれ数十年先に仕事なくなるなど）、情報が先走り錯乱している実態がある。必要な情報はお知らせしないとイケないが、取り扱いは慎重に対応していただきたい。</p>
委員長 副委員長	<p>情報の独り歩きは怖いけど他の意見はないか。</p> <p>先ほど、意見にあったセンターのエリアについて、中間答申後において、個別で具体的なものになると思う。私の希望としては、当委員会も後半戦に入るので、各地域内で協議の</p>

<p>委員長</p>	<p>機会を持ちたいと考えている。担当課や各支所窓口の協力も必要で、地域づくり組織の場においてこのことで協議の場が必要とも考えている。</p> <p>広報について、少し慎重にという意見があった。なんらかの情報を発信しないといけない可能性もある。地元の方にお伝えできる情報を整理し、文書を配るだけではなく、情報が独り歩きしないために、一緒に話をする機会があると良い。事務局である程度資料を作成していただけるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当委員会の配布資料や議事録は市のHPで公開している。公民館長にとってはこれからの活動に大きく影響するところで感心を持っていただいている。できるだけ公民館を通じて情報をお伝えする形をとりたい。副委員長のご意見にあった各地域で協議の場を設けることは大変重要なことですので、事務局側でも検討していきたい。</p>
<p>委員H</p>	<p>地域任用職員として10月から勤務しているが、実態について少しご報告させていただきたい。まず、雇用関係は非常に難航している。選択肢がありすぎて、雇用の仕方一つでもパターンがたくさんある。元の勤め先とかりとりもさくの会とのダブルワークになっているので、関わり方や雇用形態にもかなり調整が必要であることから頭を悩ませている。すべてのパターン（ダブルワーク、業務委託、出向等）を考え、かりとりもさくの会と私とが納得できる雇用形態を模索している。</p> <p>また、事業所登録や健康保険、労災にも関係しているので、労務士や税理士の方とも協力をいただき、あらゆる方向で検討している。選択肢がたくさんある実態から、委員の意見をまとめ、雇用についてのガイドラインを早めに作成いただき、地域づくり組織が地域任用職員を選出できるようにしてあげると、選出にある程度目星が付きやすく、スカウトしやすくなるを考える。施策については私も作成に協力させていただくので、雇用面については早く示していただきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>現場の声から、雇用についてはたくさんパターンと考え方がることから、協力しながらガイドライン作成を進めていただきたい。先ほどの公民館運営審議会に替わる体制についての意見はどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>公民館運営審議会に替わる体制については、センターを中心に、地域について検討を重ねる場は必要と想定する。センターの事業の在り方や問題点を地域で協議していく場が必</p>

	<p>要で、今後そうなる中で、調整し、機能をつないでいくものと想定している。</p>
委員長	<p>先ほど地域任用職員のエリアについての話があったが、答申の中に書き込めないのは、地区の実情に合わせた仕組みがつかれることにある。雇用の仕方と提案があると、協議しながら実現できるかどうかになると思うが如何か。</p>
委員 C	<p>地域任用職員選出や雇用保険などのガイドラインが早くできればよいと考える。</p>
委員長	<p>地域の方針として決めていくことになる。丸投げではないが、自分たちで決めることは大変なことで、市の方が積極的な支援をしながら進めるということであればいいとも考える。</p>
委員 I	<p>島根県雲南市の事例では、公民館主事そのままスライドしたケースがある。市の臨時職員の立場の方が公民館主事であったので、センターの中に引き続き在籍した。</p> <p>原則 3 名体制で、センター長、地域任用職員、もう一人臨時職員がいる体制で、地域によって人口が多ければもう一人増やすなどと地域のやり方で決めて形態は様々である。決まった予算の中で採用・運営しているので、おそらく給与体系は統一されている。勤務日数で調整されているので、柔軟な対応はできる。</p>
委員長	<p>地区の実情に応じて雇用の仕方や人数を選択できる形もある。丸投げではなく市も一緒に地域と考え、相談する形で決めていく方法もある。</p>
委員 J	<p>地域任用職員の予算 300 万円について。地域によって広さも人口も異なり、必要な配置人数はそれぞれと思う。一律で運営するのか柔軟に運営するのかどうか。</p>
事務局	<p>地域任用職員の予算について、基本的には一つのセンターで一人の地域任用職員の配置と想定している。地域によって人口が違ってくるので、その点委員さんからご意見があれば答申へ加え、今後の計画にも反映することができる。</p>
委員長	<p>他にないでしょうか。なければ、資料 40 についてご承認いただけるか。(意見なし)。今回、多少文言の修正はあったが進めていきたい。次の中間答申案に移る。</p>
事務局	<p><b>2) 中間答申(たたき台)の内容確認</b>  中間答申案(たたき台)説明。</p>

<p>委員長</p>	<p>事前送付した中間答申たたき台を拝読されているかと思うが、協議した内容をまとめたものであることから大きな修正はないと見るが如何か。</p>
<p>委員 A</p>	<p>地域づくり活動センターは公民館の施設を使うということだが、公民館のイメージが強いまま進むのではないか心配する。センターの設置根拠になる地方自治法第 244 条にある「地域福祉の増進」から考えた。たたき台の 16 頁で分かりやすく、防災、福祉、地域交通と書いてあるが、私はセンターの法的な根拠を踏まえると、公民館は「社会教育、生涯学習の場」であり、「支えあいつなぎの場」の中で、27 地域でセンター化が予定されている地域共通の課題は法的には「地域福祉の増進」である。分かりやすくするなら、「安全・安心の地域づくり」「地域福祉の向上」ではないかと私はみている。</p> <p>雲南市の資料を以前渡したが、住民のみんなが活動センターを「安全・安心、豊かな生活ができる」ことを頑張るところが謳い文句ではないか。教育部局から市長部局へ移っても社会教育、生涯学習は継続する。一番柱になる部分は大きく目立つように書いていただきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>「支えあいつなぎの場」の表現はいいが、その根本が「地域福祉と安全・安心」であるという書き方が良いか。</p>
<p>委員 C</p>	<p>個人の意見として「支えあいつなぎの場」はまだ変えてもいいのではないかと考える。最近の状況から、「災害・防災」も位置づけできるのではと考える。</p>
<p>委員長</p>	<p>みなさんのご意見をまとめたもので、基本的にはこの方向で行きたいが、もう少し良い表現があればどうかとを感じるが如何か。</p>
<p>委員 A</p>	<p>防災については、西予市は広いので、自主防災機能については危機管理課、支所総務課担当係、自主防災組織、民生委員との連携で高齢者避難指示や避難勧告、現地対策本部もつながっている。東宇和地域の公民館業務で、自主防災組織の事務局会計を受け持っているところもあるが、三瓶、宇和、野村は絡んでいない。自主防災機能を強化することは大事だが、地域それぞれ違うので、これも目立つように書いていただきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>「支えあいつなぎの場」で書いている 3 つ（福祉、防災、地域交通）をイメージするときにわかりやすいキーワードを</p>

	<p>入れる形としている。16、17 頁で対応するか前段での文言（公民館を地域づくり活動センターへ）で書いていく方がいいかなとあったが、実感としてどうか。中間答申を出す際には分かりやすさが大事と感じる。</p>
委員 B	<p>たたき台の 2 頁を読んだが、ほとんどが一般論であったので、具体的に課題ごとにどうするのか、地域別の課題を入れたほうがより具体的に施策を遂行していくなかでは、やるべき姿が明確になるのでいいのではと感じる。この文章では西予市という言葉を入れるだけでどこでも通用するような文言が並んでいる印象がある。</p>
委員 K	<p>センターのイメージは自分の中でも十分に固まっていない。イメージする際の表現として、具体的にわかりやすくするのが大事である。逆に、地域によって内容や取組それぞれ違うので、紹介するとき、イメージを固定化してしまうと、センターそのもののイメージが矮小化される可能性がある。最初は個別の課題を具体的に説明する形がよいと思う。地域の取組が基礎になるので、いつの時期に地域に下して意見をまとめるのも大事と感じる。</p>
委員長	<p>地域ごとに違うことを書き連ねるのか、地域の判断に任せるのか、地域独自のやり方を生み出す意味では、方法を明記したものがいいのではと考える。地域福祉や安全安心とかを柱でやっていくことを、個別のことで書き込むか、全体で書き込むかどうか。</p>
委員 A	<p>三瓶町民の立場からすると、地区公民館は社会教育法で「運用上必要があるときは、公民館に「分館」を設けることができる」という根拠の元、町内に 19 の「分館」を設置している。分館が近い将来、地区公民館が廃止され、市長部局へ移り、活動センター設置条例によって行政財産になると考えられる。予想されるのは、法律によって作られた分館、西予市公民館条例第 3 条で「分館の管理運営に関し必要な事項は、館長の承認を得て」と明記されている。今ある分館は、議会で西予市公民館条例が廃止されて、普通財産として移る場合、施設が解体されるまでは、公の財産として使わせていただきたいことを議会へ求めている。公の財産は地方自治法 244 条の趣旨に沿って行政区の拠点として、地域の福祉向上に使わせていただくことになる。その点からも教育部局ではなくなり、新しく変わるには柔軟な発想が必要。西予市は手続きによって廃止して、新しく福祉の増進に使うということ</p>

委員 E	<p>になっている。「支えあいの場」は公の施設として、みんなが納得できる文言にしていきたい。</p> <p>センターの運営次第では、分館の格差もあるが、トラブルになる可能性もある。資料 26 において、三瓶東公民館だけは公民館事業以外は、すべてが団体や機関が責任もって実行している。区長を中心にパイプ役として行政へ意見を出し、行政も区長さんへ伝えていたことから深い結びつきがある。私はセンターになっても、パイプ役は区長がすべきで、センター長はからめ役（地域に点在する地域資産を活用、それを調整する役&lt;コーディネーター&gt;）であると考えている。センター長の任用形態や人望によっては地域との摩擦が起きる可能性がある。</p> <p>地域とセンターは規模で職員を増やすのか。組織の骨格もはっきりしないと見られるので、何をもとにして考えているのか、財源や規模の問題もあるが、提案者である行政が曖昧な言葉ではなく、確たる信念のもとである程度の方針を作って欲しい。当初よりも幅が広がっているが、西予市が財源的にやっていける自信などを見せて提案されたほうがよいと考える。</p>
委員長 事務局	<p>そのような問題点も乗り越えてまとめたが他はどうか。</p> <p>昨年の市政懇談会でご説明させていただいた中で、おおむね旧小学校区単位で地域づくり組織を中心にセンターへ設置したいと市では考えている方向に進めるため市民検討委員会を開いて議論していただいている。次回、センターの設置については検討事項 6 として、来年 1 月に議論していく必要があると考えている。</p>
委員 A	<p>中間答申のたたき台から意見を申し上げるが、センターの条例を作られる際に、必ず「住民の福祉の増進を図る施設とする」の文言が必ず入るものと想定する。雲南市の事例で、センターを作る根拠は地方自治法、公民館は社会教育法で、雲南市はまちづくり基本条例を作って、その理念に沿ってセンターを設置するとあるが、西予市はまちづくり基本「構想」でしかない。単独の設置条例となると思われるが、その中で「福祉」を謳わないと変化なく公民館のままになる。東宇和の現状を見て公民館主事が施設の中では一番偉いということも少しでもゆっくりでも変わらないといけないと考える。公民館から法律が変わってセンターの立つ位置が変わるので、センターは「住民の福祉の増進を図る施設とする」とい</p>

<p>委員長</p>	<p>う趣旨を条例の中に入れ欲しい。これなら住民には説明しやすく、防災や地域交通も「福祉の向上」の中に大きな枠で言えば入ってくるので、必ず入れるようお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>盛り込まれている気がするが、重要な柱として入れて欲しいということよろしいか。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員Aのおっしゃる通りで「支えあいつなぎの場」で防災・福祉・地域交通に限定しているようにとられてしまうので、福祉の課題も地域それぞれであることから、おっしゃっていただいたとおり、「地域福祉の増進」または「安心安全な地域福祉」という表現に変更します。</p>
<p>委員A 委員長</p>	<p>修正案1 地域福祉の増進（向上）、 修正案2 安心安全な地域福祉 どちらかよいか 施設の法的な根拠に沿えば、修正案2の方を希望します。 他、意見はないか。ないようですので、修正案2の方で進めます。</p>
<p>委員A 委員長</p>	<p>センターの設置については来年1月に協議する予定で、基本的には中間答申としてどこまで決めるかという話があるが、先ほど、地域の課題が表記されていればよいという意見についてはどうか。</p>
<p>委員H</p>	<p>先ほどの委員Bの意見について、地域任用職員の立場としてたたき台を読ませていただきながら、地域づくりについて考えた。たたき台は理想を謳っているだけで運営方法等のパターンがないので、たたき台を見て地域づくりを行う、地域づくりに関心のない人が関心を持ち始めるというのは想像し難い。地域にいろいろなパターンを載せるとなると膨大な答申書になるので、ガイドラインを答申とともに一緒に出していただき、地域任用職員にとってもガイドライン、アドバイザーがいてくれたらどれだけ楽でやりやすいかを毎日のように思っている。</p>
<p>委員長</p>	<p>地域の問題を解決するためにはモデル地区を増やし、副委員長の意見にもあった、各地域の仕組みやパターン、組織形成などをすべて明確にして地域ごとに議論し、地域づくり組織と協力してガイドラインを作る必要があると考える。人材育成の面でもやっていただけなのかと思う。</p>
	<p>地域ごとの事情に配慮することは大事だが、答申の中に書き込むと膨大なものになるのでガイドラインで表現できればいいかと考えるが如何か。</p>

<p>委員 B</p> <p>委員長 事務局</p>	<p>地域ごとに膨大なことを書く、ということではなく、一般論がほとんどなのでガイドラインとこういう地域はこうあるべきであると具体例を盛り込んだほうが読むほうも分かりやすいのではという考えから、もう少し地域性を踏まえた表記をしていけばよいと考えている。</p> <p>地域に配慮した表記があったのがいいのではと感じます。これからの進め方にもよるが、答申をいただいて、それに基づいて計画案を出していく。詳細な部分については地域の中で説明していきながら進める。</p>
<p>委員 A</p> <p>委員長</p>	<p>たたき台資料の 18 頁の具体案で、諸団体の事務局会計などの具体例は東宇和地域の一覧で、生涯学習課が検証して、センターは住民主体・自主自立で市民と行政が対等の立場ということだが、公民館からセンターに変わるこの時期に、そのまま引き継ぐような具体例を挙げているがもう少し考え、「諸団体との連携」に留めてはどうか。</p> <p>地域づくり組織と各種団体が事情に合わせてゆっくりと納得いくまで決めた方がよいと考え、このまま引き継ぐのはよくないと感じる。まだ 2 年間あるのでじっくり考え、この際「変わらしましょう」とした方がよいと感じる。</p> <p>19 頁の先進事例について、マーケットで成功している事例、ガソリンスタンドで成功している事例がどこにあるかを具体的に表記していただきたい。あまり無理をせず、地域づくり組織に少しずつできることは取り組んでもらうという姿勢でよいのでは。西予市の実情に合わせた事例を具体的に示した方がよいと思う。「連携」にとどめた方がよいのでは。</p> <p>一点は各種団体の事務局・会計などとなっているが、「各種団体との連携」として、自立に向けて動くということと、もう一つは、先進事例の中身について、マーケットやガソリンスタンドではなく、身近な問題に変えてみてはというもので、最初に、団体と連携しながら自立化を促進するという書き方でよいか。</p>
<p>副委員長</p> <p>委員長</p>	<p>意見に賛同したい。各種団体の部分では、区長会や消防などが公民館と連携をとっているが、「各種諸団体の事務局、地域の運営支援」という表記で考え直していただきたい。</p> <p>事務局から修正案が出されました。諸団体事務局・会計のところで「修正案 1 諸団体の運営における連携」、「修正案 2 諸団体の事務局等の運営支援」という表記の修正案についてどうか。事務局機能に限定するか、全体的な連携に諮る</p>

委員 A	<p>か。</p> <p>諸団体の中でも事務局・会計があるかどうかはわからない団体もある。市内 24 公民館で主事さんがサービスでやっているところと事務的に持っているなど各館でバラバラなので、一度検証し、中身についてはセンターに移行後、各種団体と地域づくり組織が協議すればよい。答申で検討委員会でのものなら、修正案 1 を希望する。</p>
委員長	<p>委員 A から修正案 1 がよいという意見が出たが、他に意見はないか。</p>
委員 J	<p>私自身婦人会で関わっていることが多いので、「連携」になると言いにくい、相談しにくい部分があるので、修正 2 を「諸団体の事務局等の運営支援」の「事務局」を外して「運営支援」にした方がよいと思う。</p>
委員長	<p>「連携」というよりは「応援」するというので、修正案 3 「諸団体の運営支援」で進めていきますが、よろしいでしょうか。では、これで進めさせていただきます。</p> <p>先進事例について、これはあくまでも例示なのでみなさんの地域で必ずしもできるというわけではないが、マーケットは大洲市長浜地域で、ガソリンスタンドは高知県で事例がある。この事例について意見はあるか。</p>
事務局	<p>事例として 3 事例を示したが、いずれもより身近にある課題と想定している。これに対して取組ができるかできないかは難しいが、みなさんの目の前にある課題であると想定している。地域課題解決へ取り組む活動が継続して回ることが、身の丈にあった活動で進めていくという文面はどうか。</p>
委員 A	<p>センター内でマーケットをオープンとあるが、三瓶東公民館ではこのようなことはできない。もう少し配慮していただけないか。ガソリンスタンドにしてもできないし、簡単に事例を分かっていたくためにも今の時代にあった書き方をお願いしたい。ネットで探した例はいくらでもあるが、変わろうとする西予市にふさわしい具体例をお願いしたい。</p>
委員長 委員 B	<p>あくまでもこれは事例である。表記についてはどうか。</p> <p>今の意見は賛同するという部分もある。ただ、こういう事例もあるが、今後変わるといえるときに、廃校になっている学校に公民館からセンターへ移行してより大きな施設の中で様々な活動をするということを想定するとなれば、こういうことも可能になるということではないだろうか。</p> <p>今ある公民館をそのままセンターにするという前提で話をするのはなく、センターそのものを西予市の事例とし</p>

	<p>て、例えば、コミュニティースクールが全国の公立学校に令和4年までに設置される。27の旧小学校区のうち、今ある小学校数を数えれば、なくなっている学校の方が多い。多くの学校施設が休眠施設になっているので、利用をこれからしようとするところもある。</p> <p>こういったことも踏まえて、三瓶東公民館にはスペースはないが、他、西予市全体で考えたときにはこんな例もあることを示せる。あと、事例を出すときには場所を括弧付けで出していただければ、その場所のイメージができ、こういう場所ではこういうことをしていることがイメージできるので書いてもらえるといいのでは。事例は多いほうがいいが、西予市が抱えている課題を補完するような事例を出していただいたほうが良いと思う。</p>
委員長	<p>もっと身近な事例を掲げていくという形でいいか。</p>
委員D	<p>委員Iにセンターの設置場所について質問がある。1月に検討されるが、エリアが決まってない中で、このような話が進んでいくことについてアドバイスをいただきたい。</p>
委員I	<p>答申が出た後で、地域の中でこのエリアでよいか、建物の場所についてはこれでいいかを、1月の段階で決めるものではなく、基本的な考え方について決めるものなので、あくまでも市民検討委員会では大枠を作っていく委員会だと思います。具体的な検討を進めるための指針を示す委員会だと捉えています。</p>
委員L	<p>表記、文章表現について、作成する答申は、間違いなく将来歴史的な意味合いを持つものになろうかと考えるので、表現などについても正しく深める必要がある。</p> <p>まず、名詞で使う「取組」と動詞で使う「取り組む」では、公用文では定めがあると思う。6頁では、「役割を変えていく～」と「替えていく」の表記を統一することは必要だと考える。</p> <p>14頁で「子どもの成長を」という表現を外すと理解し易いと感じるので事務局でご検討いただきたい。19頁から20頁にかけて、「まずは、地域課題解決に取り組む活動が継続的に回ることができる…」の「的に回ることが」を外すと意味が通じる。意味が通じるようにして、正しい文章にと考えている。</p>
委員長	<p>ご指摘の部分は事務局で修正する。</p>

委員D

23 頁で公民館とセンターの図下の文章に「モチベーションとする傾向がある」とあるが、不自然だと感じた。「年配者は使命感や責任感が活動へのモチベーションとなり、若者はやりがいや楽しさをモチベーションとする傾向にある。」を、「ただ、若い世代の自治活動や地域づくりへの参画には工夫が必要である」のあとにつないで、「若者や～重要である」とした方が、文章全体が締まると思う。

また、24 頁の表の「自治会組織」で「活動」の表記が「慣習的な行事が中心」とある。継続した協議の推進や新たな取組もある。自治会組織がこれだけと思われるとどうかと受け取られ、見たときにこれくらいしかと捉えられる恐れがある。地域づくり活動が進んでいくと習慣的になるところもあるので、その点は整合性をもって検討いただければ。体系でも地域づくり組織にある「柔軟性があり、多くの人の関わりや協力、結束が大切になる」とあるが、自治会組織も一緒に、同じように結束して取り組んでいる。自治会組織がとても上から目線で下の方に置かれている感じがした。今までの自治会組織の活動が否定される感じがしてならなかった。

委員長

23 頁の部分は指摘されてそう思うので修正いたします。また、24 頁の部分は配慮にかけた表現で申し訳なく思う。事務局側で修正する。他になれば中間答申案については今日いただいた意見をもとに修正して、次回、もう一度みなさんへお示ししたい（異議なし）。

#### 4. 次回の日程及び協議内容の確認について

※次回日程について。第一案の 12/22 9:30～に決定。

※協議内容は中間答申（たたき台）を修正し、再度協議。

委員長

次回の開催場所については後日連絡する。中間答申案に皆様の意見をブラッシュアップしていきたい。

副委員長

熱心な協議に感謝する。内容を修正し、次回再確認後、中間答申になろうかと思う。場所や地域性などを後半、議論していくが、地域の意見を把握し、意見をいただく場面を作りたいと考えている。最終答申まで時間はかかるが、お気づきの点があれば具体的に提案、前向きな意見をいただき、整理していきたい。

	6. 閉会 閉会 11:55
備 考	